

塩屋北地域防災計画

# 地域防災おたすけガイド

## 〈土砂災害編〉



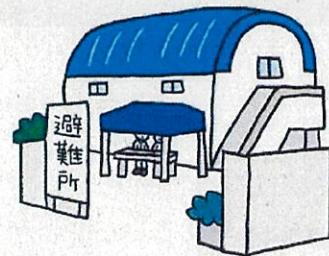
平成 28 年 3 月作成

令和 4 年 11 月改正

塩屋北ふれあいのまちづくり協議会

# この「地域防災おたすけガイド」は

- ◆ 塩屋北地域の土砂災害等による被害を防止する為に、「いつ」、「だれが」、「どのように」行動すればよいのかを具体的に活動しやすいようにまとめたものです。
- ◆ 神戸市の「くらしの防災ガイド」に沿って行動することを基本にしています。
- ◆ 災害時は周囲の状況を良く確認し、自らの安全を確保し、無理せず、自分達のできる範囲で活動を行うことが大前提です。





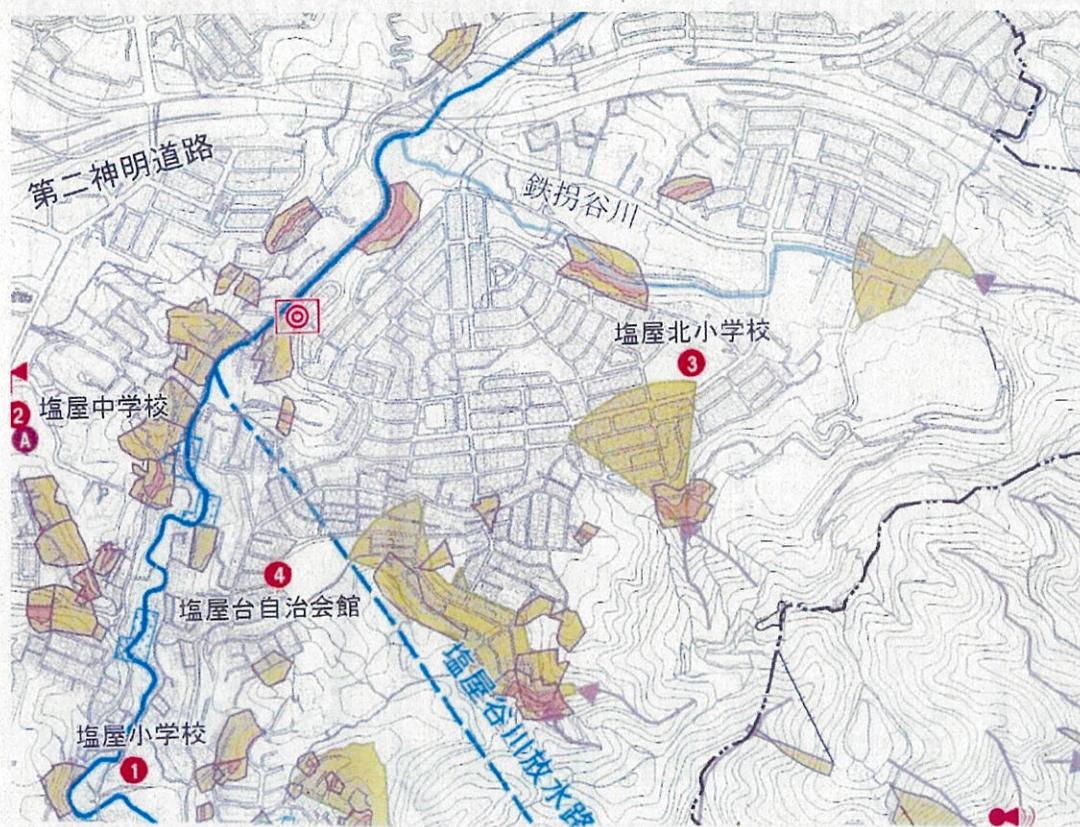
台風・大雨になれば  
塩屋北地域では土砂災害の恐れがあります

地すべり、 土石流の発生



周辺河川の洪水・はん濫、 道路の冠水

## 塩屋北地域の土砂災害ハザードマップ



### ◆土砂災害・水害に関する区域

土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊 (かけ崩れ)
	土石流
	地すべり
土砂災害 特別警戒区域	急傾斜地の崩壊 (かけくずれ)
	土石流



# 最も安全な場所に避難することが大切

## ①在宅避難

安全な場合は自宅で避難



## ②分散避難

親せきや知人の家、

宿泊施設など

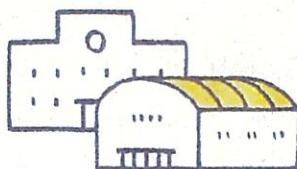
安全な場所へ避難



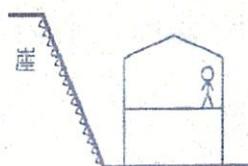
## ③緊急避難場所

危険なときは迷わず

緊急避難場所へ



- ◆ どこに避難するかは気象情報(気象庁)や避難情報(神戸市)、付近の危険状態を見て、地域住民本人が判断するのが基本。早めに避難をする。
- ◆ 外への避難が難しいと判断した場合は崖から離れた 2 階以上の部屋に避難する。



- ◆ ふれあいのまちづくり協議会・自治会が取り組むポイントは
  - ① 日頃から防災意識を高める活動を行うこと
  - ② 緊急避難場所を早期に立ち上げること

## 塩屋北地域

### 災害対策本部・緊急避難場所・避難所

	柏台	朝谷町・県営住宅 向井・下畠	塩屋台・真田山
災害対策本部	塩屋北地域福祉センター		
緊急避難場所	塩屋北小学校 (神戸市指定の避難場所)		塩屋台自治会館 (神戸市指定の避難場所)
開設主体	塩屋北小学校 垂水区役所		自治会 垂水区役所
災害用備蓄物資	あり		
災害時要援護者 及び支援者	塩屋北地域福祉センター		
名簿保管場所	柏台自治会館	朝谷町集会所	塩屋台自治会館
防災行政無線	塩屋北小学校・塩屋北地域福祉センター		



避難場所	塩屋北小学校 (自宅が被災して帰宅できない場合)
------	-----------------------------

◆緊急避難場所は上記避難場所に限定せず、安全に避難できる場所に避難する。(エリア外も考慮)

## 避難情報発令時の塩屋北地域行動の流れ

気象情報 (気象庁)	避難情報 (神戸市)	塩屋北地域行動の流れ (ふれあいのまちづくり協議会)
大雨警報	高齢者等避難 (警戒レベル3) ↓	<p>1.防災福祉部メンバー連絡・集合 ▼</p> <p>2.気象情報・避難情報の入手 ▼</p> <p>3.塩屋北地域の状況把握 ▼</p> <p>4.区役所、消防署への連絡・協議 ▼</p> <p>5.緊急避難場所の開設準備確認 ▼</p> <p>6.避難者が来れば緊急避難場所を開設 ▼</p> <p>7.災害が発生すれば            ①消防署・建設事務所に救援を求める            ②大規模災害が発生すれば対策本部を塩屋北小学校に移動・開設する。            ・災害地域の支援者を招集            ・要援護者の支援活動を開始 ▼</p> <p>8.高齢者等避難・避難指示が解除になれば            ①緊急避難場所を閉鎖            ②地域の被害状況を調査して対処 ▼</p> <p>9.自宅が被災して帰宅できない場合は長期避難場所(塩屋北小学校)への避難</p>
土砂災害警戒 情報 ↓	避難指示 (警戒レベル4) ↓	
特別警報	緊急安全確保 (警戒レベル5)	

※行動の流れ(項目)の詳細は次ページを参照

◆ふれあいのまちづくり協議会(防災福祉部長)は避難情報が発令された場合の処理について定例の「防災福祉部会」及び「役員会」で報告する。

# 高齢者避難・避難指示が発令された場合 ～塩屋北地域の行動～

## 1. 防災福祉部メンバー連絡・集合

ふれまち委員長・防災福祉部のメンバーは電話やメールで連絡を取って、塩屋北地域福祉センターに集合する。(気象状況が悪くて集合するのが危険と判断した場合は電話やメールで対応する)  
夜間の場合は電話やメールで対応する。



## 2. 気象情報・避難情報の入手

ふれまち委員長・防災福祉部のメンバーは

- ① テレビやラジオで広域情報を確認する。
- ② ひょうご防災ネット(スマートフォン)より、近隣の気象情報・避難情報を入手する。



## 3. 塩屋北地域の状況把握

防災福祉部長・副部長は

- ・塩屋北地域福祉センターに集合した防災福祉部のメンバーより地域の状況を聞き取る。
- ・防災福祉部のメンバーで集合できなかった人に、連絡網(電話)で付近の状況について確認する。  
(防災福祉部のメンバーは現場に出向くことはせず自宅での様子を報告する)



## 4. 区役所、消防署への連絡・協議

ふれまち委員長と防災福祉部長は塩屋北地域の状況を区役所や消防署へ連絡して  
今後の対応を協議する。



## 5. 緊急避難場所の開設準備確認

ふれまち委員長・防災福祉部長は

緊急避難場所に自主避難者が避難して来た場合の、開設準備について電話で確認する。

- ① 区役所まちづくり課へ
- ② 自治会等へ

台風等の接近が事前に分かっている場合は、避難情報が発令される前に確認することができる。



## 6.緊急避難場所の開設(避難者の受け入れ)

- ① 塩屋北小学校の緊急避難場所に避難者が来たら、
- ・避難者は塩屋北小学校のインターホンを押して避難場所に入る。
  - ・通じない場合は塩屋北小学校に電話する。
  - ・もし、通じない場合は塩屋北小学校の入り口に表示してある、区役所まちづくり課に電話で開設を依頼する。
  - ・緊急を要する場合は区役所と協議の上、塩屋北地域福祉センターに保管されている塩屋北小学校の鍵で開設することができる。



- ② 塩屋台自治会館に避難者が来たら、

- ・原則、避難者が自治会館の入り口にある避難掲示板に掲示されている区役所まちづくり課に電話で開設を依頼すると、区役所職員が電話を受けて開設してくれる。
- ・緊急を要する場合は自治会等による早期の開設が避難者を助けることになる。



◆どこの緊急避難場所においても、ふれあいのまちづくり協議会や区役所と相談して、避難者を受け入れることが大切。

◆緊急避難場所では区役所職員を中心に

- ① 避難者調査票に記入する。
- ② 避難世帯リストに記入する。
- ③ 短期避難では原則、食事の提供はなし。(各自で用意すること)
- ④ 緊急避難場所のレイアウトを設置する。(区役所職員の手助けを行う)
- ⑤ コロナ対策を講じて開設する。(検温・消毒・マスク・間隔等)



## 7.土砂災害が発生して被害があれば

ふれまち委員長・防災福祉部長は119(消防)に連絡して救援を求める

・災害情報は地域住民や防災福祉部メンバー等の調査や現地確認等によって把握する。

(なお、身の安全を確保して行動してください)

◆小規模災害が発生すれば

ふれまち・委員長・防災福祉部のメンバーを中心に対策を立てて対応する。緊急避難が必要な場合は緊急避難場所の区役所職員や自治会にお願いする。

◆大規模災害が発生すれば

- ① 災害対策本部を塩屋北小学校に移動・開設する。
- ・災害対策本部は、区役所等と相談して、地域福祉センターから塩屋北小学校に移動する。

- ・塩屋北支えあいチームのふれまち役員と災害発生地域責任者(自治会長)からブロック長に連絡して気象状況(現地の危険度)を考慮して塩屋北小学校に招集する。
- ・地域責任者(自治会長)とブロック長は、必要に応じて災害地域の支援者を招集する。

## ② 要援護者の支援活動を開始する

- ・災害地域の支援者は、電話で災害地域の要支援者の安否確認を行う。  
電話は塩屋北要援護者名簿より災害関係地域を選び出して対応する。
- ・現場に出向いて支援活動が必要な場合は、消防署や区役所職員と連絡を取って救出を依頼する。
- ・ただし、人命救助の初期対応が必要な場合は「身の安全を第一に考えて」防災資機材(塩屋北地域福祉センター横の公園内)等を利用して出来るだけの救助を行う。
- ・安全上、複数人での支援活動を行う。

## 8.高齢者等避難・避難指示が解除になれば

### ① 緊急避難場所を閉鎖

- ・地域の気象状況や安全を確認して決定する。
- ・区役所職員と相談して決定する。

### ② 地域の被害状況を調査して対処

- ・防災福祉部メンバーは台風等が通過した後、「身の安全を確認したのち」付近の被害状況を調査して異常があれば防災福祉部長・副部長に報告する。
- ・防災福祉部長・副部長は被害内容を確認して、災害復旧連絡先(建設事務所等)に復旧を依頼する。

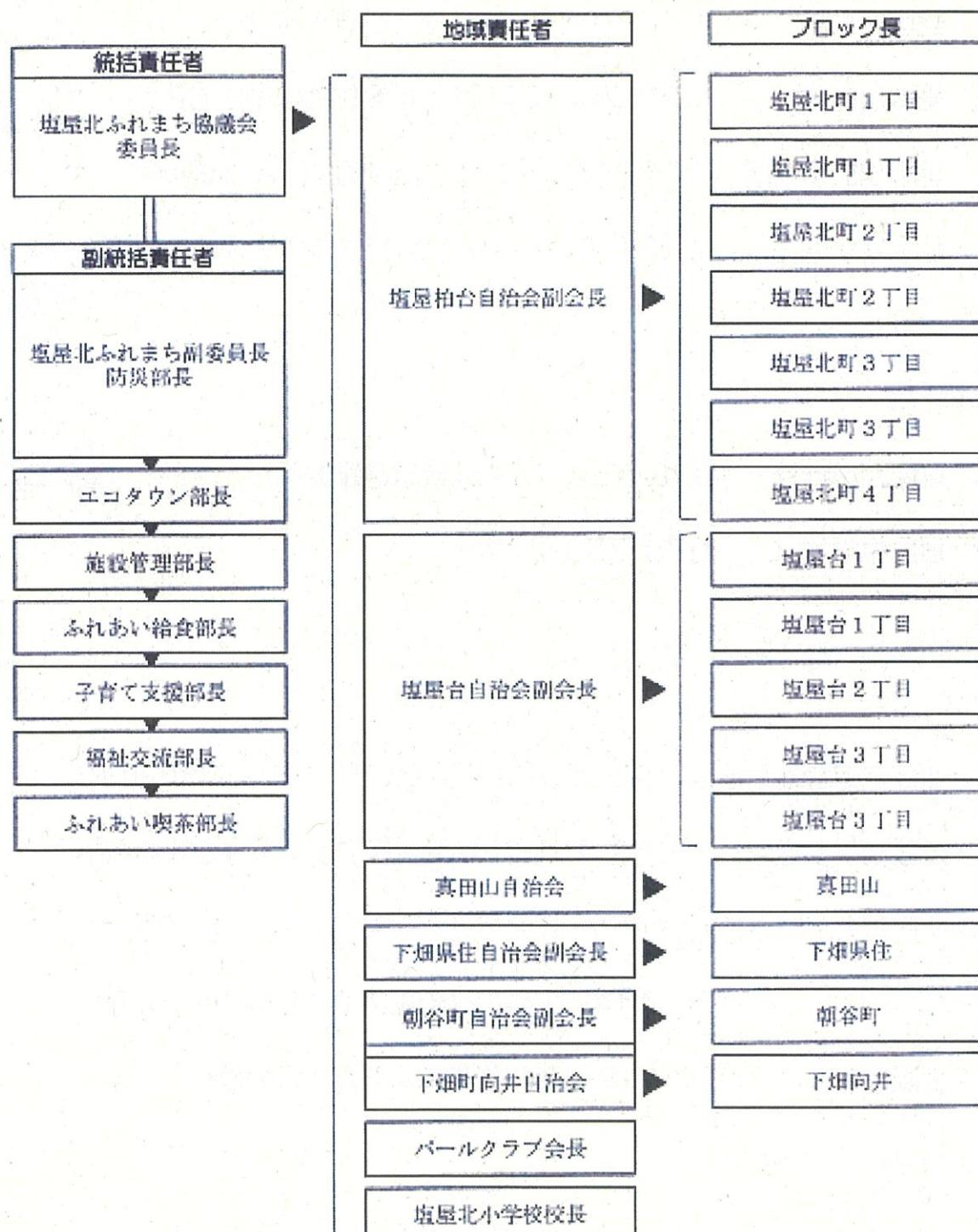
## 9.自宅が被災して帰宅できない場合は長期避難場所への避難

- ・区役所職員と相談して決定する。

以上



塩屋北ささえあいチーム組織図





## 行政緊急連絡先

垂水区役所	078-708-5151(緊急避難場所等の窓口)	
垂水消防署	078-786-0119(災害発生時の緊急対応)	
垂水建設事務所	078-707-0234(災害発生時の緊急対応)	
垂水警察署	078-781-0110(災害発生時の交通等の対応)	



## 学校

塩屋北小学校	078-752-7575(緊急避難場所)	
塩屋中学校	078-753-2271	



## ライフライン

西部水道管理事務所	078-733-6601(災害による水道管の破損)
建設局下水道部	078-751-1700(災害による下水道管の破損)
関西電力	0800-777-3081(電柱の転倒や電線の垂れ下がり)
NTT	0120-444-113(電柱の転倒や電線の垂れ下がり)
大阪ガス	0120-719-424(災害によるガス管の破損)



## その他

塩屋北地域福祉センター 078-753-8648(対策本部)

## 防災資機材

令和4年

用途	品名	塩屋北町西公園内 (塩屋北地域福祉センター隣)
消火用	訓練用消火器	4本
	布バケツ	20個
救助用	スコップ	13本
	バール	9本
	のこぎり	4丁
	高枝切のこ	3本
	ハンマー	5個
	簡易ジャッキ	10台
	つるはし	10丁
	ボルト クリッパ	9丁
	折りたたみ担架	2台
	レスキューシート	5個
	折り畳み式リヤカー	1台
	救助用ロープ	1巻
	救助用安全帯	2本
	可動式ワインチ	1台
	チエンソー	1台
その他	ヘルメット	23個
	帽子（塩屋北名前入り）	28個
	皮手袋	30双
	腕章	30枚
	携帯用電灯	18個
	ジャンバー	26着
	トランジスターメガホン	2台
	携帯用発電機	2機
	投光器（三脚付）	2台
	安全靴 27cm～25cm	10足
	コードリール	2台
	救急セットA（20人分）	2箱
	剪定鋏	2丁
	刈払機	2台
	組み立てテント	1組
	カセット コンロ	4個
	二連ハシゴ（PICA-EX-70）	1台
	台車	1台
	炊き出し鍋	1個
	炊き出し釜	1個

調査票No.( )

## 避難者調査票

取扱注意

※太枠部分は必ずご記入ください。他の記載欄は職員が記入します。

緊急避難場所名( )

①記入時点	年月日 時 分		②入所日	年月日
③代表者氏名			氏名	
④住所	〒 -	⑧親族などの連絡先	住所	〒 -
			連絡先	( ) -
⑤電話番号	( ) -		⑨自宅の被害状況	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> その他( )
⑥電話番号(携帯)	( ) -	⑩避難場所	<input type="checkbox"/> 建物内( ) <input type="checkbox"/> 車中泊(避難場所敷地内) <input type="checkbox"/> 持参テント(避難場所敷地内) <input type="checkbox"/> その他( )	
⑦車種・色・ナンバー				
⑪避難場所滞在理由	<input type="checkbox"/> ライフライン不通(電気・ガス・水道・電話) <input type="checkbox"/> 余震が不安 <input type="checkbox"/> 自宅の片づけができない <input type="checkbox"/> 必要な物資が手に入らない <input type="checkbox"/> その他( )			
⑫家族構成など		⑬以下に該当するものがあれば 項目を○で囲ってください		⑭健康状態確認・備考欄 (病気や食物アレルギーなど)
フリガナ 氏名	年齢 続柄	ア. 要介護3以上 イ. 障がい(身体・知的・精神・発達・内部) ウ. 難病 エ. 妊産婦・乳幼児		<input type="checkbox"/> 熱(37.5度以上)がある、熱っぽい <input type="checkbox"/> 咳、鼻水、咽頭の痛み、倦怠感などがある <input type="checkbox"/> 2週間以内に感染症患者との接触あり  (退所日、退所先)
代表者				
年月日生 歳	続柄			
ご家族等		ア. 要介護3以上 イ. 障がい(身体・知的・精神・発達・内部) ウ. 難病 エ. 妊産婦・乳幼児		<input type="checkbox"/> 熱(37.5度以上)がある、熱っぽい <input type="checkbox"/> 咳、鼻水、咽頭の痛み、倦怠感などがある <input type="checkbox"/> 2週間以内に感染症患者との接触あり  (退所日、退所先)
年月日生 歳	続柄			
ご家族等		ア. 要介護3以上 イ. 障がい(身体・知的・精神・発達・内部) ウ. 難病 エ. 妊産婦・乳幼児		<input type="checkbox"/> 熱(37.5度以上)がある、熱っぽい <input type="checkbox"/> 咳、鼻水、咽頭の痛み、倦怠感などがある <input type="checkbox"/> 2週間以内に感染症患者との接触あり  (退所日、退所先)
年月日生 歳	続柄			
ご家族等		ア. 要介護3以上 イ. 障がい(身体・知的・精神・発達・内部) ウ. 難病 エ. 妊産婦・乳幼児		<input type="checkbox"/> 熱(37.5度以上)がある、熱っぽい <input type="checkbox"/> 咳、鼻水、咽頭の痛み、倦怠感などがある <input type="checkbox"/> 2週間以内に感染症患者との接触あり  (退所日、退所先)
年月日生 歳	続柄			
聞き取りメモ(職員記入欄)				
記入者名( )				

安否確認のための問合せへの対応(氏名及び住所)に同意しますか? ( 同意する · 同意しない )

※この用紙に記入していただく情報については、食料や物資の配布、健康に関する支援などを行うため、  
区災害対策(警戒)本部や二次的避難先と情報を共有しますが、それ以外に使用致しません。

**避難世帯リスト**

世帯主氏名	住所(垂水区以外の住所)	男性(人数)			合計(人数)	到着時刻	帰宅時刻
		男性(人数)	女性(人数)	合計(人数)			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※ 垂水区以外の避難者は都道府県名から住所を記入すること  
※ 避難者が20世帯を超える場合は2枚目以降に記入すること